

大和市おひとりさま支援条例をここに公布する。

令和4年6月29日

大和市長 大木 哲

## 大和市条例第6号

### 大和市おひとりさま支援条例

近年、長寿化、核家族化といった社会構造の変化等により、一人暮らしの高齢の方が増加しています。「人生100年時代」の到来が現実味を帯びる中、今後もこの状況は続くともみられ、高齢での一人暮らしならではの不安を軽減し、安心して健やかに暮らすことのできる社会が必要とされています。

年齢を重ねるにつれ、誰しも退職や配偶者との死別等、人生の大きな分岐点が待っています。ひとりぼっちで頼れる人がなく、人間関係を喪失することで段々と社会との関係が希薄になり、出かけることや、人とのコミュニケーションの機会が減少していくことも少なくありません。

しかし、人間にとって、外出や他者との関わりはとても重要です。それぞれが無理のない範囲で外出し、人や社会とのつながりを持ち続けることによって、日々の暮らしがより彩り豊かなものとなり、このことは心身の健康にも関係してきます。一人暮らしであることが、孤立を意味することとならないよう、本人はもちろん、周囲の人や事業者等も共通認識を持って「つながり」を心がけていくことが大切です。

そこで本市では、年齢を重ねたことにより他者や社会との関わりを必要とする一人暮らしの市民を「おひとりさま」と称し、おひとりさまが孤立することなく、生涯にわたって生き生きと過ごすことができるよう、それぞれの気持ちに寄り添い、おひとりさま、市民及び事業者等と協力し、様々な面から支援するため、本条例を制定します。

#### (目的)

第1条 この条例は、おひとりさまの支援に関する基本理念及び基本的施策を定めることにより、おひとりさまの支援に関する施策の総合的な推進を図り、もっておひとりさまが孤立することなく日々の生活を送ることのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める

ところによる。

- (1) おひとりさま 一人暮らしの市民であって、年齢を重ねたことにより他者や社会との関わりを必要とするものをいう。
- (2) 市民 市内に居住する者をいう。
- (3) 事業者等 市内において事業活動を行う者及びおひとりさまの支援に関わる機関又は団体をいう。

(基本理念)

第3条 おひとりさまの支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) おひとりさまがそれぞれの立場に応じて他者や社会とのつながりを持ち続けることができる環境を構築すること。
- (2) おひとりさまのニーズを的確に把握し、時代に適合した必要な支援を行うこと。
- (3) おひとりさまの価値観を尊重し、それぞれに合った支援を行うこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、おひとりさまの支援に関する施策を総合的に実施しなければならない。

(おひとりさまの役割)

第5条 おひとりさまは、他者や社会とのつながりが、心身の健康にとって重要であることを認識し、自身に無理のない範囲でつながりを持つよう心がけるものとする。

(市民の役割)

第6条 市民は、誰もがおひとりさまになりうることを認識し、日頃から他者や社会とのつながりを意識的に持ち続けるとともに、おひとりさまとの適切なつながりについて配慮するよう心がけるものとする。

(事業者等の役割)

第7条 事業者等は、基本理念にのっとり、おひとりさまとの適切なつながりについて配慮するよう努めるとともに、市が実施するおひとりさまの支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(おひとりさまの支援に関する基本的施策)

第8条 市は、この条例の目的を達成するため、事業者等と連携して次に掲げる施策を実施する。

- (1) おひとりさまに関する普及啓発
- (2) おひとりさま及びその家族等への相談支援
- (3) おひとりさまの外出及び社会交流の支援
- (4) おひとりさまの支援に関する情報の収集及び提供
- (5) その他市長が必要と認める施策

(財政上の措置)

第9条 市は、前条の施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。